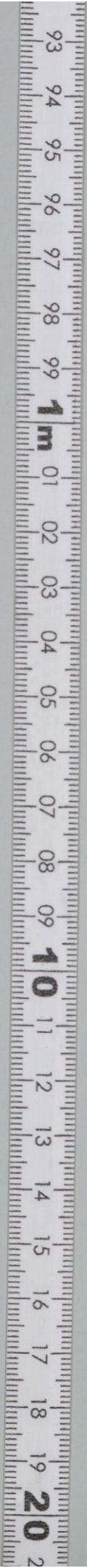


## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

合名會社 齋藤運送店 定款

寫



合名會社齋藤運送店定款

(1921)

合名會社齋藤運送店定款

第壹章 總則

第壹條 本社ハ貨物自動車並ニ馬車船舶ニ依ル物品ノ運輸營業及ビ勞務ノ供給外之レニ附帶スル一切ノ行爲ヲ爲スヲ以テ目的トス

第貳條 本社ノ商號ヲ合名會社齋藤運送店ト称ス  
第參條 本社ノ本店ヲ東京市城東區龜戸町八丁目七拾番地ニ置ク

第貳章 社員及ビ出資

第四條 社員ノ氏名住所及ビ其出資ノ種類 價格 評價ノ標準ノ左ノ如シ

一、金壹萬壹千九百圓也

東京市城東區龜戸町八丁目七拾番地

齋藤與三郎

一金八千百圓也

東京市城東區龜戸町七丁目百七拾壹番地

齋藤勉

第五條 金銭ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル社員ハ會社

設立ノ日ヨリ三日以内ニ出資スルモノトシ其他ノ

物ヲ以テ出資スル社員ハ會社設立ノ日ニ會社

ニ其引渡ヲ爲スモノトス

第參章 業務ノ執行及會社ノ代表

第六條 本社ノ業務ハ業務執行社員之レヲ行フ

第七條 本社員齋藤與三郎ヲ以テ業務執行社員トス

第八條 業務執行社員ノ任期ハ參年トス

第九條 業務執行社員ノ報酬ハ社員ノ過半数ヲ以テ

之レヲ定ム

第十條 業務執行社員ハ會社ヲ代表ス

第四章 計算

第十壹條 本社ノ營業年度ハ毎年壹月壹日ニ始マリ

拾貳月末日ニテ終ル

第十貳條 業務執行社員ハ營業年度ノ終リニ於テ計

算ヲ爲シ左ニ掲グル書類ヲ社員ニ提出シテ

其兼認ヲ求ムルコトヲ要ス

壹、 財産目録

貳、 貸借対照表

参 營業報告書

四 損益計算書

五 利益ノ配当ニ関スル議案

第拾参條 業務執行社員ハ前條ノ外ト雖モ會社ノ業務  
又ハ財産ニ関スル重要ナル議案ハ之レヲ社員  
ニ報告スルコトヲ要ス

第拾四條 本會社ノ利益ハ先ツ社員齋藤與三郎ハ  
壹ヶ月金百五拾圓也 社員齋藤勉ハ壹ヶ月  
金百圓也ノ割合ニ依リ各分配ヲ受クルモノトス  
前條ノ分配ヲ爲シ剩余金アル場合ハ各社員  
之レヲ平等ニ分配スルモノトス

第五章 社員ノ退社

第拾六條 各社員ノ退社ハ商法ニ規定スル事由ニ依リ  
退社ス

第拾七條 勞務ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル社員ハ退  
社ノ場合其ノ持分ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得ズ

第六章 解散

第拾八條 本社ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ昭和貳拾参年  
拾貳月貳拾五日迄トス

第拾九條 本社ハ前條ニ定メタル存立時期ノ外商法ニ規  
定スル事由ニ依リ解散ス

第貳拾條 會社解散ノ場合ニ於ケル會社財産ノ清算ハ  
總社員ノ同意ヲ以テ之レヲ爲スモノトス

合名會社齋藤運送店設立ノ爲メ商法第四十九條

全法第五十條 全法第百五條 全法第百六條ニ依リ此  
定款ヲ作成シ各社員署名ス

昭和四年六月五日

齋 藤 與 三 郎

齋 藤 勉